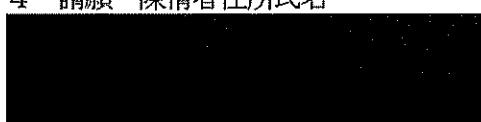


## 糸密系壳審査中の請原・陳情について(厚生委員会)

福祉部(社会福祉協議会総務課)

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第1号 江東区障害者福祉センターでの機能訓練事業における理学療法士との委託契約に関する陳情	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日 令和2年 6月 15 日 令和2年 10月 9 日 令和2年 12月 2 日 令和3年 3月 10 日	
2 請願・陳情の趣旨 障害者福祉センターが行う機能訓練事業において、現在委託契約をしている理学療法士の高齢化による業務の遂行不能を回避するため、単年委託契約の年齢上限を 65 歳までと規定するか、社会福祉協議会の職員として雇用契約することにより定年制を適用するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 1) 委託契約のため雇用を想定した定年制の導入は困難である。 2) 社会福祉協議会の職員として採用し、定年制を適用することは、制度上及び運用上困難である。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 13 日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

福祉部（社会福祉協議会総務課）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第2号 江東区内の勤労肢体不自由者が必要とする機能訓練支援に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区在住の勤労肢体不自由者が希望する場合、身体障害者福祉法第31条により、障害者福祉センターで相談に応じ、最低限度の機能維持を目的とした機能訓練支援を提供するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月13日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。            1) 障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターについて、厚生労働省通知ではその類型を設けている。地域活動支援センターII型事業は「地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する」と定義されている。            2) 障害者福祉センターは、区から指定管理業務として地域活動支援センターII型事業を受託しており、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し当該サービスを実施している。</p>	

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第7号 主要農作物種子法を廃止する法律の附帯決議遵守に向けて江東区議会として声明文を採択することを求める陳情	1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 主要農作物種子法を廃止する法律の附帯決議遵守に向けて江東区議会として声明文を採択してほしい。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  1) 主要農作物種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、優良な種子の生産普及を進める必要があるため、都道府県による種子の審査制度等を規定し、制定された。  2) 国の説明では、近年、種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質が安定しており、都道府県による品種試験を義務付ける制度の必要性が低下していることから、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていくとともに、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえるとして、平成30年4月に廃止された。  3) 廃止法案の審議の際、附帯決議がなされており、国は重く受け止めしつかりと対応していくたいと説明している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月30日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第11号 こどもの文化・芸術活動を保障する ために児童劇場を有する児童施設の新 設を求める陳情 (同趣旨の陳情外2件 1陳情第23号・ 1陳情第37号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 こどもの文化・芸術活動を保障する ために、児童劇場を有する児童施設の 新設をするよう、区に働きかけてくだ さい。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月31日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  本区には、平成30年度までは、児童館が18施設、児童会館1施設が運営されていたが、平成30年度をもって児童会館が廃止とな り、現在は、児童館18施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな 児童施設の整備計画はないが、平成30年度をもって廃止となった児 童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書館、 及び児童館機能も有する、(仮称)江東区こどもプラザの整備に着 手しており令和4年5月の開設を予定している。</p>	

糸迷続審査中の請願原簿・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第19号 こどもたちが活発に遊べる空間を持つ全天候型施設の江東区児童会館と、有明児童館の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第25号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること</li> <li>(2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの年齢層が目的別に幅広く利用できるようにすること</li> <li>(3) 新設の児童会館は、自然との共生や環境に配慮した屋外運動場も有し、フロアを弾力的に活用できる大型児童交流施設とすること</li> <li>(4) 新設の児童会館は、少年期の興味や夢の実現に沿った内容とし、児童は原則利用料無料の施設として、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること</li> <li>(5) 新設の児童会館は、子どもの権利条約第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとすること</li> </ul>	<p>1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6日 令和2年 6月 15 日 令和2年 10月 9日 令和2年 12月 2 日 令和3年 3月 10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童会館を整備する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童館機能を取り入れた、(仮称) 江東区こどもプラザを令和4年5月に開設予定である。</li> <li>(2) 現在運営している児童館では、「児童館に関する運営方針」の中で幅広い年齢層に利用されるような運営を目指すこととしている。</li> <li>(3) 新規児童会館の整備予定はないが、各児童館では、天体観望会や各種野外活動など自然との触れ合いを目的とした事業に取り組んでいる。</li> <li>(4) 児童館の利用は、夜間貸出施設(団体利用)を除き無料としている。</li> <li>(5) 児童館の運営指針の一つである、国のガイドラインには子どもの権利条約第31条の精神が盛り込まれており、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先などが示されている。</li> </ul>	

<p>(6) 新設の児童会館は、区が今後策定する長期計画に児童福祉施設としての内容が反映されるよう、区民参加で計画立案すること</p> <p>(7) 有明地域ご地域児童館を設置すること</p> <p>(8) 地域児童館が幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 3 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>(6) 各児童館では地域懇談会等の機会に区民の意見や要望を把握しつつ、事業や施設運営の改善に努めている。</p> <p>(7) 有明地域に新たな地域児童館を整備する予定はないが、令和2年4月に乳幼児家庭の子育て支援施設である「有明子ども家庭支援センター」を開設している。</p> <p>(8) 各地域の児童館では、今後も、幅広い利用者層の居場所づくりや事業の実施に取り組んでいく。</p>	
--	---	--

## 糸状線審査中の請願原稿・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第21号の1 保育園・幼稚園児童等の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること</p> <p>3) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p> <p>5) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配置を進めること</p> <p>6) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須要件とすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日</p>	<p>1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 及び3) 令和元年6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が約60件、今後順次対応を実施していくものが約15件、対策の可否や内容を引き続き検討中であるものが0件である。</p> <p>5) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配置を行う考えはない。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	6) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めしていく。	

## 糸迷続審査中の請願原稿・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 26 号 保育園児の散歩や園外活動の安全を 求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。</p> <p>1) 保育園の園外活動で使用する区道 の歩道と車道を直ちに分離するほ か、都道等の管理外の道路について も関係機関に分離の要望をすること</p> <p>2) ガードレールや信号機のほか、幼 児の通行注意の標識を設置するな ど、近隣の保育園から公園への往来 時の安全確保について、警察等関係 機関と連携し、有効な対策を講じる こと</p> <p>3) 園外活動では、安全確保に必要な 保育士等、保育園職員の増配置を進 めること</p> <p>4) 幹線道路を渡らずに済むこと、ま た、園庭の設置を区の保育園整備の 必須条件とすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 4 日</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6 月 18 日 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 及び 2) 令和元年 6 月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が約 60 件、今後順次対応を実施していくものが約 15 件、対策の可否や内容を引き続き検討中であるものが 0 件である。</p> <p>3) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配置を行う考えはない。</p>	

件名	委員会審査の経過	備考
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	4) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めしていく。	

## 継続審査中の請原・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第42号 こどもたちが活発に遊べる空間を持つ全天候型施設の江東区児童会館と、有明児童館の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第61号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること</li> <li>(2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの年齢層が目的別に幅広く利用できるようにすること</li> <li>(3) 新設の児童会館は、自然との共生や環境に配慮した屋外運動場も有し、フロアを弾力的に活用できる大型児童交流施設とすること</li> <li>(4) 新設の児童会館は、少年期の興味や夢の実現に沿った内容とし、児童は原則利用料無料の施設として、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること</li> <li>(5) 新設の児童会館は、子どもの権利条約第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとすること</li> </ul>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童会館を整備する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童館機能も取り入れた、(仮称)江東区こどもプラザを令和4年5月に開設予定である。</li> <li>(2) 現在運営している児童館では、「児童館に関する運営方針」の中で幅広い年齢層に利用されるような運営を目指すこととしている。</li> <li>(3) 新規児童会館の整備予定はないが、各児童館では、天体観望会や各種野外活動など自然との触れ合いを目的とした事業に取り組んでいる。</li> <li>(4) 児童館の利用は、夜間貸出施設(団体利用)を除き無料としている。</li> <li>(5) 児童館の運営指針の一つである、国のガイドラインには子ども権利条約第31条の精神が盛り込まれており、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先などが示されている。</li> </ul>	

<p>(6) 新設の児童会館は、区が今後策定する長期計画に児童福祉施設としての内容が反映されるよう、区民参加で計画立案すること</p> <p>(7) 有明地域に地域児童館を設置すること</p> <p>(8) 地域児童館が幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 27 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>(6) 各児童館では地域懇談会等の機会に区民の意見や要望を把握しつつ、事業や施設運営の改善に努めている。</p> <p>(7) 有明地域に新たな地域児童館を整備する予定はないが、令和2年4月に乳幼児家庭の子育て支援施設である、「有明子ども家庭支援センター」を開設している。</p> <p>(8) 各地域の児童館では、今後も、幅広い利用者層の居場所づくりや事業の実施に取り組んでいく。</p>	
---	--	--

## 継続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第43号 こどもの文化・芸術活動を保障するため児童劇場を有する児童施設の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第62号)	1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 こどもの文化・芸術活動を保障するため、児童劇場を有する児童施設の新設をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  本区には、平成30年度までは、児童館が18施設、児童会館1施設が運営されていたが、平成30年度をもって児童会館が廃止となり、現在は、児童館18施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童施設の整備計画はないが、平成30年度をもって廃止となった児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書館、及び児童館機能も有する、(仮称)江東区こどもプラザの整備に着手しており、令和4年5月の開設を予定している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請願原稿 - 陳情について (厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第44号 保育園児の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること</p> <p>2) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p> <p>3) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配置を進めること</p> <p>4) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須要件とすること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 及び2) 令和元年6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が約60件、今後順次対応を実施していくものが約15件、対策の可否や内容を引き続き検討中であるものが0件である。</p> <p>3) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配置を行う考えはない。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	4) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めしていく。	

## 継続審査中の請願原簿・陳情について(厚生委員会)

障害福祉部 障害者支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第51号の1 介護保険・障害者支援用のレンタル車椅子の改善を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 2 障害者支援用のレンタル車椅子の前輪を利用者の要望に沿った内容に変更できることにする</p> <p>*1は高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  障害福祉サービスとして車椅子の利用が必要な方には、レンタルではなく補装具費の支給制度がある。 支給の決定にあたっては、東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があるが、既製品の改造については本人の心身の状態により必要と認められた場合に限られる。 そのため、居住地の近隣に踏切があることを理由とする改造は困難であるが、他の障害福祉サービスの活用により、安全に外出することができるところから、その旨の案内を行っている。 なお、高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分については、願意に沿い難いため、令和3年3月23日の委員会で不採択としている。</p>	

## 継続審査中の請願・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 54 号の 2 受動喫煙防止強化・禁煙外来受診促進・路上喫煙注意促進に係る陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日	◎参考 (区民環境委員会付託分) 1 陳情第 54 号の 1  (1) 区内の路上喫煙禁止、公園等の全面禁煙、歩きたばこ、自転車等乗車中の喫煙禁止を条例で定めること。 (2) 違反者へ罰金等の刑罰を科すこと。 (3) 取り締まり、指導は警察に委託すること。 (4) 公開敷地を禁煙にすること。 (6) 路上喫煙等を注意した者が暴行を受けた場合のために補償・見舞金制度を創設すること。 (7) 違反行為は、警視庁が迅速に対処すること。 (8) こどもの受動喫煙を防ぐため、公園、通学路等の半径 500 メートル程度の路上を禁煙とし、重点的な取締まりを行うこと。 (9) 煙が漏れない公衆喫煙所を整備すること。
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 5 学校や職場、公務員向けの禁煙教育講座を実施すること。また、区で区民、在勤・在学者等への禁煙外来助成制度を創設し、喫煙者を減らし、健康増進に努めること。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 1) 禁煙教育は、喫煙防止教育について学習指導要領に位置付けられ、小学校では、保健の授業の中で「病気の予防」として、中学校では保健体育の授業の中で「健康な生活と疾病の予防」において学習する。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日	2) 国は職場における受動喫煙防止のためのガイドラインの中で、事業者は労働者に対し、受動喫煙による健康影響等、健康増進法の趣旨等に関する教育を行い、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ることとしており、健保組合等による禁煙講座や個別相談など、禁煙サポートが実施されている。	
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	3) 本区をはじめ、特別区の場合、東京都職員共済組合が禁煙講習会の開催や禁煙に取り組む職員に対し、医師のカウンセリング等の事業を実施している。  4) 区民への禁煙外来助成については、令和 2 年 10 月より禁煙外来治療費の本人負担分の補助の登録を開始し、101 件の登録があり、今年度 5 月末までに 49 件の補助金の交付申請があった。 今年度の登録は、6 月より開始	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）健康部 保健予防課・健康推進課、障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 56 号の 1 発達障害者支援法に従い、こどもから成人までの発達障害者を手厚く支援することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 発達障害者支援法に基づき、こどもから成人までの早期発見、療育、区内医療機関の児童精神科や、成人の発達障害外来、リハビリテーション、デイケアなどの体制を拡充すること</p> <p>(2) 区が多額の公費を投じて整備した昭和大学江東豊洲病院に、こどもから成人までの発達障害を治療する専門外来、リハビリセンター、入院治療施設を整備すること</p> <p>(4) 区の全ての公務員はもとより、区内の民間事業者に消費者としてのサービス利用や就業等に際して、発達障害者への合理的配慮を徹底させること</p>	<p>1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 「発達障害者支援法」は平成 17 年に成立施行し、現在、医療、保健、福祉、教育などの各分野で、発達障害者に対する支援が行われているところである。 本区においては、全ての幼児が受診する 1 歳 6 ヶ月健診や 3 歳児健診などにおいて、診察や質問によるスクリーニングを実施し、発達障害の早期からの把握に努めている。 保健相談所では、精神科専門医や心理専門家を交えた経過観察健診や、個別相談、集団療育相談指導を実施し、必要な方には、区内外の医療機関や療育機関を紹介している。 思春期から成人期の発達障害の支援については、保健相談所における精神保健相談事業で、思春期相談・保健指導を行っており、必要に応じて医療機関やリハビリ機関などを紹介している。専門性が求められることから、東京都立精神保健福祉センターをはじめとする医療機関やリハビリやデイケアを実施している機関と連携し、個々人の状況に応じた支援を行っている。</p> <p>(2) 昭和大学江東豊洲病院については、区として産科、小児科、周産期医療に重点を置いた医療機関としての役割を求めている。総合病</p>	

\*(3)は文教委員会付託分

3 請願・陳情の受理年月日  
令和元年9月9日

4 請願・陳情者住所氏名  
[REDACTED]

院であっても、それぞれ特色をもち、専門的な役割を担っている。

発達障害については、高い専門性が求められることから、適切な専門医療機関につなげていく。

(4) 本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。

また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切な対応ではないと考えられる場合には、都条例上合理的配慮の提供は義務であることに加え、合理的配慮の提供方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも「建設的対話」を通じて代替措置の選択も含め、柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。

なお、国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行後3年が経過し、所要の見直しを行う議論が行われ、意見書が取りまとめられたところである。

## 継続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

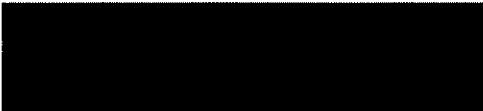
こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 59 号 子どもの文化・芸術活動を保障する ために児童劇場を有する児童施設の 新設を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日 令和 2 年 6 月 15 日 令和 2 年 10 月 9 日 令和 2 年 12 月 2 日 令和 3 年 3 月 10 日	
2 請願・陳情の趣旨 子どもの文化・芸術活動を保障する ために、児童劇場を有する児童施設の 新設をするよう、区に働きかけてくだ さい。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  本区には、平成 30 年度までは、児童館が 18 施設、児童会館 1 施 設が運営されていたが、平成 30 年度をもって児童会館が廃止とな り、現在は、児童館 18 施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな 児童施設の整備計画はないが、平成 30 年度をもって廃止とな った児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書 館、及び児童館機能も有する、(仮称) 江東区こどもプラザの整備 に着手しており、令和 4 年 5 月の開設を予定している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 10 日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 継続審査中の請願原稿・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第60号の1 保育の無償化・待機児童解消・保育士の待遇改善のための必要な措置を求める陳情	1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 保育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること (3) 指導監督基準を下回る認可外保育施設・事業を無償化の対象外とすること (4) 保育現場の実態に即した人員配置を保障する区独自の予算措置と制度構築を行うこと  *(2)は文教委員会付託分	2 審査概要 理事者から説明は以下のとおりである。  (1) 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化開始に伴い、国ではこれまで認可保育園施設の保育料に含まれるとしていた3歳から5歳の副食費について新たに保護者の実費負担とした。本区では、主食費同様に公費負担とした。 (3) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設、事業を無償化の対象外とすることについては、認可保育施設に入れずにやむなく認可外保育施設を利用している現状である。そのため、国においても5年間の猶予期間を設けて対象としており、本区も同様の取り扱いとするものである。区では今後、確認申請が出た施設の状況について、保育施設を訪問し、保育環境の確認を行っていく。 (4) 国の公定価格による人件費を含む保育施設の運営費や、東京都独自の運営費補助のほかにも、江東区ではこれに上乗せを行い、保育内容の充実を図るために、各認可保育所、認証保育所等に対して運営費補助を行っている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月10日		

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 		

## 緊急審査中の請原・陳情について(厚生委員会)

障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第63号 江東区障害者差別禁止条例の策定に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、江東区障害者差別禁止条例を策定するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月30日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年12月3日 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  東京都において平成30年10月1日に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されていることから、同主旨の条例を本区において制定する考えはない。また、国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行後3年が経過し、所要の見直しを行う議論が行われ、意見書が取りまとめられたところである。  なお、本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。</p>	

## 継続審査中の請原・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第71号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情	1 審査経過 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 公定価格の改善、待機児童の解消、保育士の待遇改善のための必要な措置を求める意見書を国に提出してください。	2 審査概要 理事者から説明は以下のとおりである。 (1 陳情第60号の1と一括審議)  幼児教育・保育の無償化に関して、令和2年度4月一斉入所の認可保育園の申し込み状況を見る限り、本区の保育園では、大きな影響はなかったと考えている。 公定価格については、保育園の運営経費に当たるものであるが、本区ではそのほかの運営経費の補助を行っており、運営費が不十分であると考えていない。今後のさらなる保育の充実など、国として行っていく場合には、国が責任をもって費用を負担するものと考える。 例年、特別区長会において、国の政策および予算に関する要望書を提出している。加算項目等の見直し等については、国で例年検討していると考えている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年12月24日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原頁・陳情について(厚生委員会)

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第5号 産婦健康診査の助成事業の新設を 求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 全ての産婦を対象とした産婦健康 診査に係る費用の助成事業を実施す るよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年2月6日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年3月6日 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  産婦健康診査は、出産後の早期に、産婦の心身の状況を把握し支援 を行うことができる大切な機会である。 しかし、実質的に産婦健康診査を行っていくにあたり、課題が2点 ある。 (1) 現在、区内での出産数がおよそ4割にとどまる中、区としては全 産婦を対象とするので、区外出産をした産婦を考慮し、都内区市町村 での相互乗り入れ体制の構築が必須である。 (2) 産後うつなど産婦のこころの状態を把握した際は、その支援のた めに、都内の精神科医療機関との連携体制の構築が求められる。 なお、東京都が産科医療機関に対して行った産婦健康診査の実施状 況調査では、他院で出産した産婦を受け入れが難しいことや、産後う つの評価を実施していない医療機関が多いことが課題として挙げられ た。</p>	

## 続続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第30号 柔軟仕上げ剤等に含まれる香料の成分表示などに関する陳情	1 審査経過 令和2年6月15日 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 柔軟仕上げ剤、消臭除菌剤等を家庭用品品質表示法の指定品目とし、香料の成分表示を義務づけることを国に、香害についての情報提供を徹底し、専門の相談窓口を設置することを国民生活センターに働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  1) 化学物質過敏症は、厚生労働省によると、科学的知見に基づく実態解明が進んでいない。  2) 業界団体である日本石鹼洗浄工業会は、柔軟仕上げ剤等の香料成分について、製品に意図的に配合された0.01%以上の香料成分を開示するとの内容を含んだ「会員社の香料成分の自主的な開示の際の指針について」を令和2年3月2日に発表している。  3) 国民生活センターでは、柔軟仕上げ剤のにおける情報提供を継続的に発表しており、4月の発表では、テスト結果や最新の相談事例などを掲載し、香害の周知啓発に努めている状況である。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年6月2日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系統審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課、障害福祉部 障害者施策課、  
こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第40号の2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための情報公開とPCR検査の実施に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 新型コロナウイルス感染症の発生状況について、より詳細な情報を区民に公開すること (2) 保育園、障害者施設で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月1日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 情報の公開については、患者の了承を得ることを基本としている。公開を望まない方が少なからずいること、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことが危惧されることから限定していたが、年代別、感染経路別の発生割合、保健相談所管別患者数の公表を追加した。</p> <p>(2) 保育園職員へのPCR検査については、令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。</p> <p>障害福祉サービス事業所の従業者及び利用者に対しては、本区において令和2年度にPCR検査補助事業を実施し、従業者・利用者合わせて1,634人が受検した。また、令和3年度についても、引き続きPCR検査補助事業を実施し、重症化リスクの高い障害者が利用する障害福祉サービス事業所内の感染拡大の防止に努めている。</p>	<p>◎参考 (区民環境委員会付託分) (3) 清掃業務に従事する職員に対し定期的にPCR検査を実施すること (文教委員会付託分) (4) 幼稚園、小中学校、江東きづくクラブで働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分) (5) 介護事業所で働く職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること (6) 特別養護老人ホーム等への入所予定者に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p>

## 継続審査中の請原簿・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課・こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第41号の1 新型コロナウイルス感染時における情報公開等の陳情	1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  (1) 情報の公開については、患者の了承を得ることを基本としている。公開を望まない方が少なからずいること、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことが危惧されることから限定していたが、年代別、感染経路別の発生割合、保健相談所管別患者数の公表を追加した。 (2) 保育園職員へのPCR検査については、令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。	◎参考 (文教委員会付託分) (3) 集団感染が発生した場合、影響が多大に及ぶ学校や幼稚園の職員に対し、社会的PCR検査を実施すること
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 他自治体で実施している例のように全ての感染者の年代、性別、職業等、症状、発症日、診断日についての情報提供を行うこと (2) 集団感染が発生した場合、影響が多大に及ぶ保育所の職員に対し、社会的にPCR検査を実施すること		
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月3日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 緊急審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第43号 江東区内の保育園の感染症対応に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 1) 保育園の集団感染の心配があるため、育児休業取得者が復職期限を延ばせることができるようにしてほしい。 2) 保育園から登園の自粛の要請を、文書として保護者及び勤務先の事業者に発出してほしい。併せて、保育の必要な人には保育が奪われないよう配慮してほしい。 3) 保育園内で仕事をする方にPCR検査を定期的に実施するようにしてほしい。 4) 新型コロナウイルスの感染を危惧して保育園の入園を辞退した方が、令和3年4月に入園できるよう配慮してほしい。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月11日</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 各保育園にて感染拡大防止に努めながら通常保育を実施しており、認可保育園への入園を希望する家庭との公正性を担保するため、育児休業取得者の復職期限の延長は令和2年9月末をもって終了した。引き続き、国や都の動向を注視していくが、現時点において復職期限の再延長は行う予定はない。</p> <p>2) 区内認可保育園は令和2年6月に登園自粛要請期間を終了し、7月以降は通常通り運営を行っていることから、現時点で登園自粛要請を行う予定はない。本区の対応について保護者から勤務先等への説明が必要な場合は、区ホームページ掲載「7月1日以降の区内認可保育園の対応について」の活用をお願いしている。</p> <p>3) 令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	<p>実施予定はない。</p> <p>4) 令和2年度の入園にあたり、入園を辞退された方に対しては、利用調整において、辞退者が再申し込みをした際のマイナス2点の減点を一律適用しないこととした。また、令和3年度4月入園申し込みについては、翌年度の取り扱いとなるため、令和2年度の辞退の影響はない。</p>	

## 継続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

こども未来部 こども家庭支援課・保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第45号の1 新型コロナウイルス感染者再拡大防止のための検査体制強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1、6及び7については区に働きかけ、趣旨4について記載の内容とする意見書を国及び都に提出してください。 (1) 感染リスクの高い保育園や児童館の施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること (4) 3密を避けた安心した保育、子どもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求めること (6) 行政の責任として、新型コロナウイルス感染に関する公正で正確な情報を提供すること</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 現在、PCR検査は、症状のある方や濃厚接触者など、必要な方に迅速に実施しており、保育園、児童館施設関係者への定期的なPCR検査の実施は予定していないが、マスクの着用、消毒の徹底等を実施し、感染拡大防止策に努めている。</p> <p>(4) 施設の特性上、法令や設置基準に関わらず、密な環境の排除は困難であり、厚生労働省による感染症対策ガイドライン等に基づき、感染拡大防止策を徹底している。児童館では事前予約制により、人数制限したうえで運営している。</p> <p>(6) 情報の公開については、患者の了承を得ることを基本にしている。公開を望まない方が少なからずいること、公開することにより、感染拡大防止のために迅速性が求められる積極的疫学調査への協力が得られないことが危惧されることから限定していたが、年代別、感染経路別の発生割合、保健相談所管別患者数の公表を追加した。</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) (2) 感染リスクの高い学校、幼稚園、放課後きつづクラブの施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること (5) 3密を避けた安心した教育、子どもの居場所の確保が実施できる環境を整えるため、法令改正や設置基準の改善を求ること (高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分) (3) 感染リスクの高い高齢者施設関係者に対し、定期的なPCR検査を行うための予算を確保し、実施すること</p>

(7) コロナ禍において、保育園職員の処遇に適切でない対応や、利用する保護者に威圧的な休園要請が起きないよう、指導を強化すること

3 請願・陳情の受理年月日

令和2年9月14日

4 請願・陳情者住所氏名



(7) 保育園職員への処遇については、厚生労働省からの通知に基づき適切な対応を求めていく。また、利用する保護者に保育が確実に提供されるよう、適宜指導していく。

継続審査中の請願原稿・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課・保健予防課

障害福祉部 障害者施策課

こども未来部 こども家庭支援課・保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第46号の1 エッセンシャルワーカーズなどへのPCR検査体制の強化を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 医療機関、保健所、障害者・福祉施設、保育園、児童館の従事者、各種施設の入所者、通院者等に対し、定期的なPCR検査を行うこと</p> <p>(4) 近い将来、希望する人に対し、PCR検査を実施できるようにすること</p> <p>(5) 大学病院、民間病院、民間検査機関の協力を得て、ドライブスルーを含む必要なPCR検査センターを作り、区でPCR全自動検査装置を購入すること</p> <p>(6) 区保健所の医師、正規の保健師などの職員を増員し、検体採取・運搬、患者の送迎などについて、体制を拡充すること。また、感染状況を定期的に</p>	<p>1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 保健所では現在、PCR検査は、症状のある方や濃厚接触者など、必要な方に迅速に受けさせていただくことで、感染拡大を防止している。保健所の従事者も同様の考え方で、定期的な検査を行う予定はない。 障害福祉サービス事業所の従業者及び利用者に対しては、本区において令和2年度にPCR検査補助事業を実施し、従業者・利用者合わせて1,634人が受検した。また、令和3年度についても、引き続きPCR検査補助事業を実施し、重症化リスクの高い障害者が利用する障害福祉サービス事業所内の感染拡大の防止に努めている。 保育園職員へのPCR検査については、令和2年7月1日以後、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。</p>	<p>◎参考 (文教委員会付託分) (2) 幼稚園、江東きっずクラブ、小・中・高等学校の従事者、通学者等に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p> <p>(高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分) (3) 介護施設の従事者、入所者等に対し、定期的にPCR検査を実施すること</p>

データによって判断し、対策方針づくりを行う専門家チームを設置すること  
(7) 予算は国、都に要請するとともに、区の基金を活用すること

3 請願・陳情の受理年月日  
令和2年9月15日

4 請願・陳情者住所氏名  
[REDACTED]

児童館においては、3密対策として、事前予約制により利用人数を制限した上で運営しており、職員へのPCR検査を実施する予定はない。  
(4) 現時点では、必要な方に迅速に受けいただき、感染拡大防止を図っているところである。検査対象に係る国の動向を注視していく。  
(5) 区でPCRセンターを開設しており、検査装置については、東京都の検査機関が十分に対応していることから購入の考えはない。  
(6) 公衆衛生医師を非常勤で雇用するとともに、外部人材の活用を図りながら、オール保健所体制で患者の発生状況等に応じた迅速、的確な対応を図っている。  
(7) 国や都の補助金を活用しながら対応してきている。今後も適切な予算対応を図っていく。

## 継続審査中の請原願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育計画課・保育課

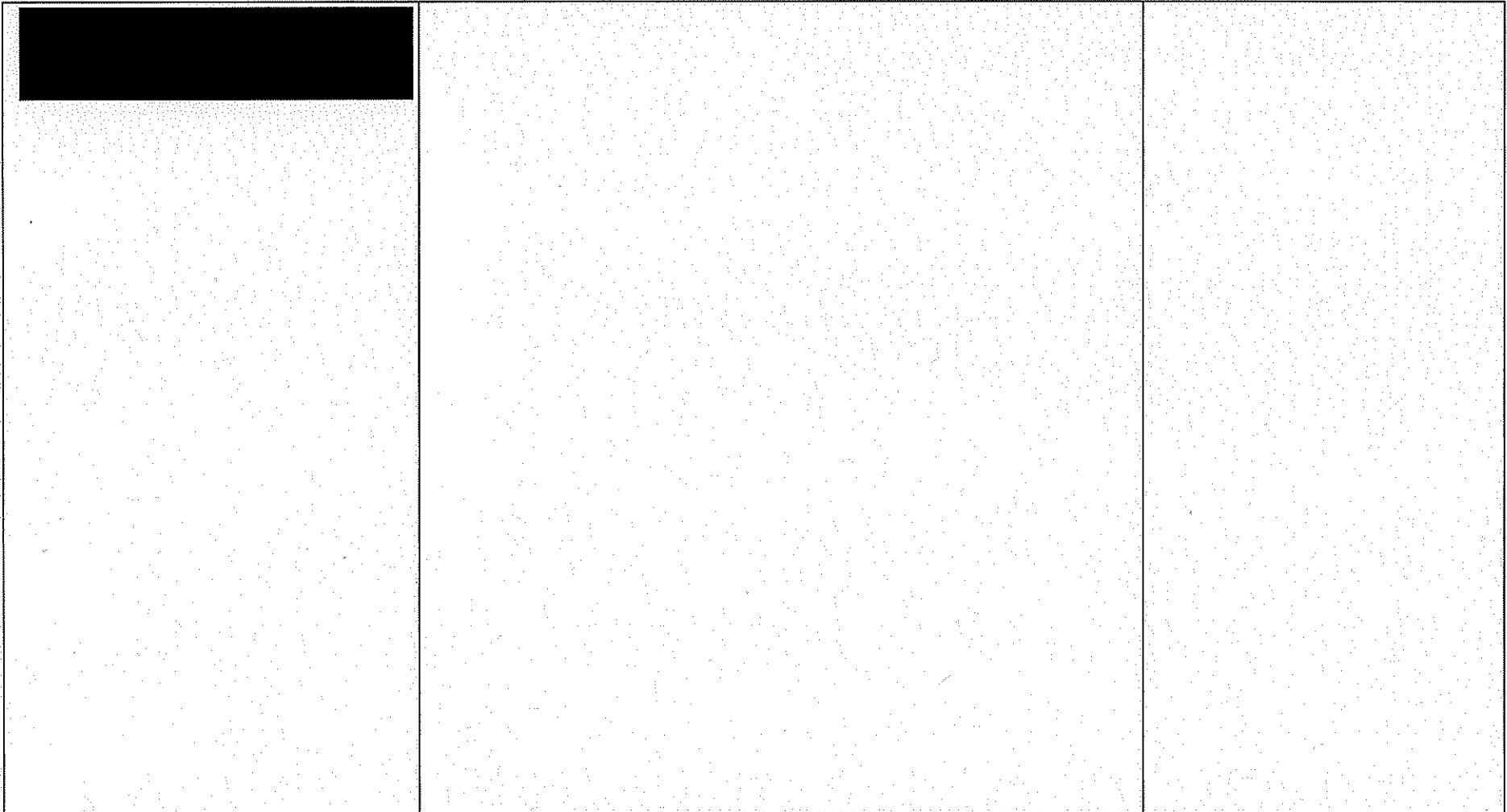
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第48号 江東区内保育園の新型コロナウイルス感染症対策についての陳情	1 審査経過 令和2年10月9日 令和2年12月2日 令和3年3月10日	
2 請願・陳情の趣旨 1) 区で働く保育士・保育園職員に、PCR検査を定期的に実施するようにしてほしい。 2) 区として保育士の増員配置を行ってほしい。 3) 各園が一定の基準を満たすよう、区として新型コロナウイルス感染症対策の指針を示すとともに、指針の実行を保育園任せにせず、区が指導監督してほしい。 4) 待機児童問題の解決のため、昨年と同様の1,000人規模で認可保育園の増設をしてほしい。	2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。  1) 令和2年7月1日以降、感染拡大防止策を継続し、細心の注意を払いながら通常どおり保育園を運営している。園職員に発熱等の症状がある場合は、出勤せず医療機関を受診し、医師の診断により適宜PCR検査が実施されており、現在のところ、定期的なPCR検査の実施予定はない。  2) 各園の保育士の配置人数については、園児の定員に応じて定められており、必要な人員については確保されていると認識している。今後とも、適正な保育士の確保・配置に努めていく。  3) 区では「臨時休園後の保育園再開にあたっての留意点」を作成し、区内認可保育園に周知している。引き続き感染防止拡大策の徹底を各園に指導監督していく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年9月15日		
4 請願・陳情者住所氏名		

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
[REDACTED]	<p>4) 「江東区長期計画」や「江東区こども・子育て支援事業計画」にて地域別の保育需要を的確に見込むとともに、公有地の活用等多彩な手法を用いながら、効果的な認可保育施設の整備を推進していく。</p>	[REDACTED]

## 継続審査中の請願原稿・陳情について（厚生委員会）

生活支援部 医療保険課

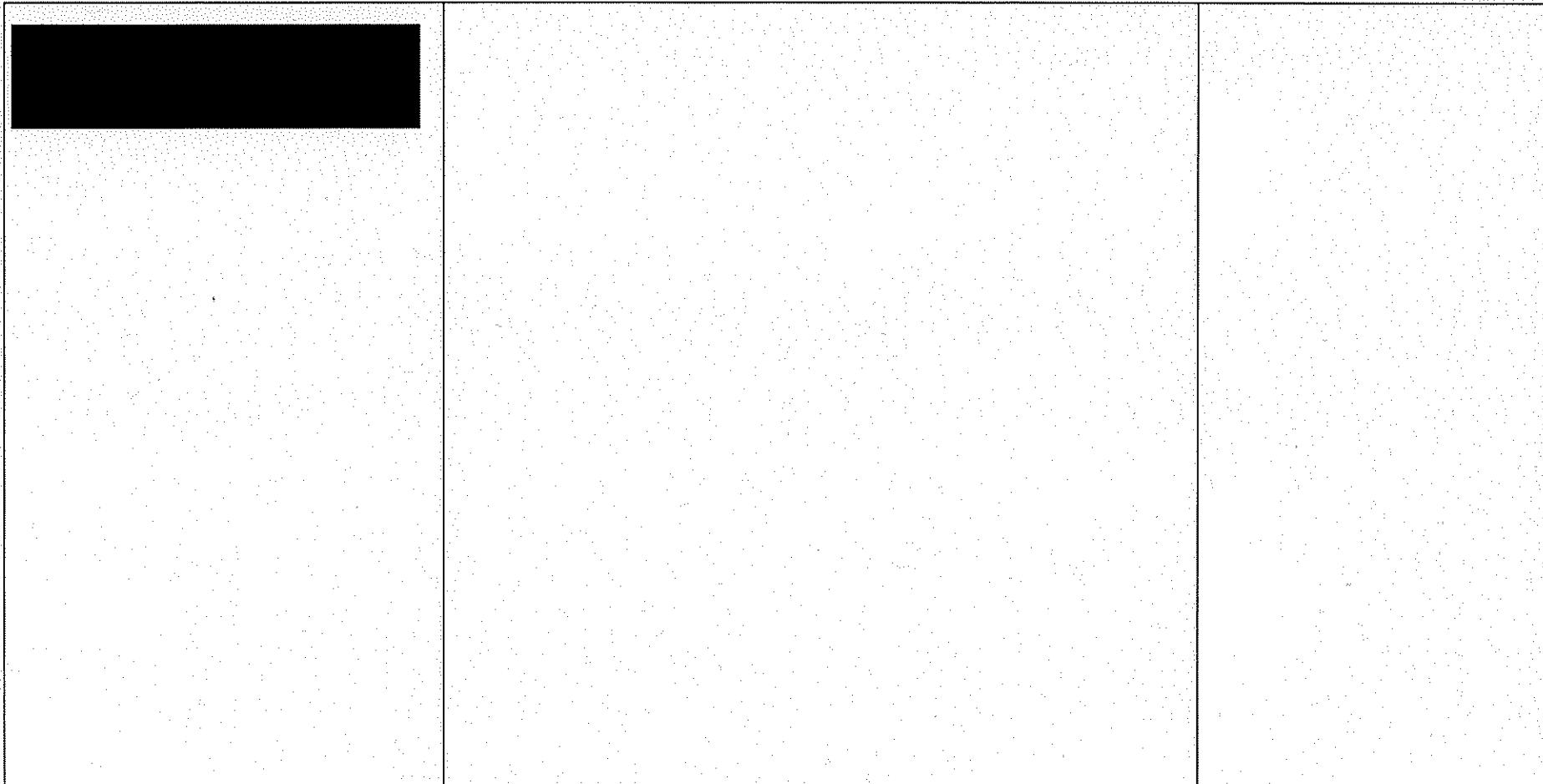
件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第57号 高すぎる国民健康保険料の引き下げを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、(1)、(2)は区に働きかけ、(3)は要望書を都に提出し、(4)は意見書を国に提出してください。</p> <p>(1) こどもを国民健康保険料の均等割の対象から外すこと (2) 一般会計からの繰入れを行い、国民健康保険料引下げの財政支援を強化するとともに、当面の間、多子世帯への均等割額免除の財政支援制度を設けること (3) 低所得者層への負担軽減策を拡充すること (4) 国庫負担割合の引上げを行うこと</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年11月16日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和2年12月2日 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) こどもの均等割及び多子世帯への支援については、国が令和2年5月に少子化社会対策大綱を閣議決定し検討を行っている。なお、未就学児を対象にこどもの均等割を5割軽減する措置を令和4年度から実施することを閣議決定し、国会に法律の改正案を提出している。</p> <p>(2) 本区においては、令和元年度の決算ベースで、国保会計には約48億円が一般会計から繰り入れられており、そのうち約17億円の法定外繰り入れを行っている。また、国からは法定外繰り入れの縮減及び解消を求められており、区としても、法定外繰り入れの縮減に努めている。 なお、令和3年度保険料率の算定において、一般会計からの繰り入れを行い保険料抑制を図っている。</p> <p>(3) 低所得者層への負担軽減策として、すでに所得に応じた均等割額の7割、5割、2割軽減や非自発的失業者に対する軽減制度がある。</p> <p>なお、特別区においては、平成30年度の制度改正に伴い、保険料の急激な上昇を防ぐための激変緩和措置を独自に実施している。</p> <p>(4) 令和3年度の国の予算要求では、国保全体で、国・都道府県合わせて、約4.5兆円の公費を投入する予定となっている。 また、平成27年度から、低所得者対策の強化として1,700億円、平成30年度から財政調整機能の強化として1,700億円の国からの財政支援の拡充が行われている。</p>	



糸途審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 新型コロナワクチン接種推進室  
ワクチン接種推進担当

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 2 陳情第63号 新型コロナワクチンに関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型コロナワクチンの接種が選択制であることを明確に位置づけ、広報を行うこと</li> <li>(2) ワクチンの原材料並びに使用される技術を全て公表し、安全性、有効性、副反応、リスク、メリット、デメリットについて、区内に分かりやすく周知すること</li> <li>(3) 副反応疑いについて、接種者や保護者から直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に相談や報告ができるように、「新型コロナワクチン健康被害相談窓口コールセンター」を保健所に設けること</li> </ul> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和2年12月10日</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新型コロナワクチンの接種は、予防接種法に接種を受ける方の努力義務が規定されているが、接種を受ける方の同意に基づくもので、任意接種である。区では、予防接種法に基づき、適切な情報発信に努めていく。</li> <li>(2) 新型コロナウイルス感染症に関するワクチンの情報について、国及び都の情報発信の状況を踏まえ、区としても分かりやすい情報発信に努めていく。</li> <li>(3) 相談窓口については、接種手続等に関する一般相談対応は区市町村が担い、副反応等の専門的相談対応は都道府県が担うことが求められている。区では、東京都との役割分担の下、相談体制を構築していく。また、区報、ホームページ等で相談窓口の周知に努めいく。</li> </ul>	



継続審査中の請原員・陳情について(厚生委員会)

健康部 保健予防課、障害福祉部 障害者支援課、こども未来部 保育計画課・保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第1号の1 発達障害児支援に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1) 区が実施する3歳児健診において、発達に不安のあることなどもとその保護者に対し、別途専門の健診日を設けること</p> <p>(2) 専門の健診日では、看護師や心理士ではなく、発達外来等の専門医からの診断や助言を受け入れられるよう配慮すること</p> <p>(3) 3歳児健診の実施日が分けられない場合は、発達外来への案内等きめ細やかな支援を行うこと</p> <p>(4) 公立保育園への作業療法士・心理士による定期的な巡回・派遣を行うこと</p> <p>(6) 公立保育園において、スクールロイヤー制度と同等の弁護士による相談を可能とすること</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)陳情第56号の1と一括審議</p> <p>(1)～(3) 3歳児健診は、身体発育及び精神発達の重要な時期にある3歳児に総合的な健診を行うもので、集団健診の形式で実施しているが、発達に不安がある方については個別相談を行い、さらに必要があれば、臨床心理の専門家が心や発達の状況について判定を行っている。また、経過観察健診や児童精神相談で、精神発達の専門医が相談、助言を行う場も設けており、まずは3歳児健診の受診により、地区的担当保健師等がフォローしていく。 なお、発達に課題がある場合は、地域の発達外来や療育支援の紹介や、所内で実施する心の発達教室での継続支援も行っている。</p> <p>(4) 公立保育園においては、発達障害等、特に支援を必要とする児童を対象にした臨床心理士による巡回指導を年4回実施し、専門的見地からの保育指導及び助言を行っている。また、認可保育園においては、園の希望者を対象に、医師を講師とした「こども発達支援ゼミ」を年6回実施し、専門的見地からの講義やディスカッションを通して、個々の特性に応じた支援を行っている。</p>	

(7) 放課後等デイサービスの利用調整・質の担保に区が主体的に関与することで、待機状況の把握、調整、指導を行うこと

\*(5)、(8)は文教委員会付託分

3 請願・陳情の受理年月日  
令和3年1月4日

4 請願・陳情者住所氏名  
[REDACTED]

(6) 学校に対して法的な観点から継続的に助言を行う体制を構築するために、教育委員会において、令和元年度からスクールロイヤー制度を導入している。具体的には、いじめ問題や児童・生徒間、保護者間のトラブル、また、学校の対応への苦情、学校への過度な要求への対応等について、法的な助言を得ていると聞いている。

保育園においては、いじめをはじめ、法律的な助言を継続的に要する状況にはないと考えており、現在のところ、同制度を導入する予定はない。

(7) 放課後等デイサービスは事業所によって、支援内容が異なることから、利用にあたっては、子どもの障害特性を確認し、保護者と事業所が個別に利用日等の調整を行うことが必要不可欠であるため、区が主体的に利用調整することは困難である。

なお、保護者への情報提供として、事業所ごとに支援内容等をまとめた「江東区児童通所支援事業所ガイドブック」を作成している。

また、支援力向上に向けた取組として、年に2回、児童通所事業所連絡会を開催し、意見交換を行っているほか、不適正な運営の是正に對しては、指導検査を年5件程度実施していく。

## 糸田系審査中の請原賀・陳情について(厚生委員会)

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 3 陳情第2号の2 貴議会の喫煙専用室の廃止、屋外の指定喫煙所の閉鎖・廃止、及び禁煙治療費の3分の2助成の予算化に関する陳情	1 審査経過 令和3年3月10日  2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。  ○令和2年度より開始している禁煙外来治療費助成事業の補助額については、保険診療の自己負担額はおよそ2万円であり、区はその2分の1にあたる1万円を上限として補助している。  ○他区の状況は、実施区14区のうち、補助額1万円としている区は12区、他の2区は対象者を妊婦等に限定し補助額2万円としている。	◎参考  (区民環境委員会付託分) 3 陳情第2号の1 区内の屋外指定の喫煙所を閉鎖・廃止すること  (議会運営委員会付託分) 3 陳情第2号の3 議会棟の喫煙専用室を廃止すること
2 請願・陳情の趣旨 区民に対する禁煙治療費の3分の2の助成を予算化すること		
3 請願・陳情の受理年月日 令和3年1月20日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

## 継続審査中の請原頁・陳情について(厚生委員会)

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第5号 江東区の高齢者が飼養困難になつたペットに対して、江東区の取組を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 高齢飼い主が飼養困難になったペットの保護先を確保すること (2) 保護した動物の譲渡のあっせんを区報等で広報すること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 動物の飼育は「動物の愛護及び管理に関する法律」(動物愛護管理条例法)において所有者の適正管理及び終生飼育が定められている。区としては法の趣旨にのっとり、区報やホームページを通じて、飼い主への終生飼育を含めた意識啓発に努めている。 高齢者を含めた動物の飼い主には、飼育が困難になった際は新しい飼い主を探すことや、飼い主がどうしても見つからない際は、東京都動物愛護相談センターへの相談を勧めており、引き続き、法の趣旨の周知に努めていく。</p> <p>(2) 保護した動物の譲渡のあっせんについては、区が関与することは難しいが、ボランティア団体等がこのような活動を行う場合には、区として協力できる範囲では協力していく。</p>	

## 系続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第 11 号 都立墨東病院の独立行政法人化を行わないよう東京都に働きかけることを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 区民にとって重要な病院である都立墨東病院の独立行政法人化を行わないことを求める意見書を都に提出してください</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和 3 年 2 月 15 日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和 3 年 3 月 10 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>1) 東京都においては、都立病院の経営形態の在り方について、平成 12 年の都庁改革アクションプラン以来、長年にわたる課題としてきており、平成 30 年 1 月には、外部有識者で構成される都立病院経営委員会により、都立病院が今後も役割を持続的に果たしていくためには、地方独立行政法人への移行を検討すべきであるという提言を受けている。</p> <p>2) 東京都はその提言や 2040 年代を見据えた長期的な見地を踏まえ、従来の延長線にとらわれることなく検討を重ね、患者ニーズに迅速、柔軟に応えていくための課題の解決を図るために、今後、都民、また都議会の意見を丁寧に聞きながら、令和 4 年度内を目指して、都立病院と公社病院合わせて 14 病院を、一体的に地方独立行政法人の設立ということで進めていくとしている。</p>	

## 糾弾審査中の請願原稿・陳情について（厚生委員会）

生活支援部 医療保険課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 3 陳情第12号 75歳以上の医療費負担の原則2割化反対、保険料引き下げを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、(1)は国に、 (2)は東京都後期高齢者医療広域連合に働きかけてください。 (1)75歳以上の医療費の窓口負担を2割にしないこと (2)後期高齢者医療制度の保険料を引下げること</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和3年2月15日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和3年3月10日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 国は、これまでの社会保障の構造を見直し、全世代対応型の社会制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会に提出をしている。 後期高齢者医療の被保険者のうち一定所得以上である者について、窓口負担を2割としている。 区としては持続可能な国民皆保険制度の運営を考慮すると、所得状況に応じた負担はやむを得ないものと考えている。 (2) 後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定され、次期令和4・5年度の保険料については、令和3年度に東京都後期高齢者医療広域連合が区市町村と議論を重ね決定する。</p>	